

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成26年鯖江・丹生消防組合条例第3号。以下「平成26年給与改正条例」という。)附則第2項の規定による平成26年4月1日における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成26年4月1日において号給の調整を行う職員)

第2条 平成26年給与改正条例附則第2項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において44歳の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員または平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- (2) 調整日において39歳以上44歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員または平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- (3) 調整日において39歳以上44歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員または平成21年昇給等抑制職員のいずれか2つに該当する職員
- (4) 調整日において39歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員または平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- (5) 調整日において39歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員または平成21年昇給等抑制職員のいずれか2つに該当する職員
- (6) 調整日において39歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員および平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

(平成19年昇給等抑制職員)

第3条 前条の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年1月1日において鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号。以下「給与条例」という。)第4条第2項の規定により昇給された職員または同項の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年鯖江・丹生消防組合条例第2号。以下「平成18年給与改正条例」という。)附則第11項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員
- (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの
附則第2項の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正規則(平成18年鯖江・丹生消防組合規則第2号。以下「平成18年改正規則」という。)附則第5項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡つた日が平成19年1月1日前となるもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める職員
(平成20年昇給等抑制職員)

第4条 第2条の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年1月1日において給与条例第4条第2項の規定により昇給された職員または同項の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成18年改正給与条例附則第11項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員
- (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの
附則第2項の規定による改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡つた日が平成20年1月1日前となるもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める職員
(平成21年昇給等抑制職員)

第5条 第2条の平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1日において給与条例第4条第2項の規定により昇給された職員または同項の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成18年改正給与条例附則第11項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員
- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの
附則第2項の規定による改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡つた日が平成21年1月1日前となるもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める職員
(昇給等抑制職員に該当するとみなす職員)

第6条 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職にされていた期間または地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間がある職員であつて、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、または職務に復帰するに至つたもののうち管理者の定める職

員については、管理者の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員または平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(平成18年改正規則の一部改正)
- 2 平成18年改正規則の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略